

津別町耐震改修促進計画

概要版

令和8年3月

津別町

1章 はじめに

1. 計画策定の背景

津別町では計画的な耐震化の推進を図るため、平成 21 年度に平成 22～27 年度までを計画期間とする「津別町耐震改修促進計画」を策定し、平成 27 年度までの住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を定め、地震に強い住宅・建築物の確保や耐震改修・地震防災に対する住民意識の啓発、耐震改修に係る関連技術者の支援、特定建築物の耐震化の促進等を行ってきました。

また、平成 29 年度には当計画の見直しを行っていますが、令和 2 年度に計画期間が終了していることから、これまでの実施状況に関する調査・検証を行うとともに、国や道の目標を踏まえた新たな耐震化の目標を設定する必要があるため、改めて計画を策定します。

なお、計画の策定に当たって令和 3 年 4 月改定の「北海道耐震改修促進計画」とも調整を図りながら、作業を進めるものとします。

2. 計画の目的

本計画は、国の基本方針や北海道耐震改修促進計画に基づき、大規模地震が発生した場合の建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命、身体、財産等の被害を未然に防止するため、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、町内における建築物の耐震性の向上を図ることを目的とします。

3. 対象区域・計画期間

本計画の対象区域は津別町全域とし、計画期間は国の基本方針、北海道耐震改修促進計画との整合性を図り、10 年間（令和 8～17 年度）とします。

なお、社会情勢等が大きく変化し、本計画の見直しが必要となった場合は適宜見直しを行います。

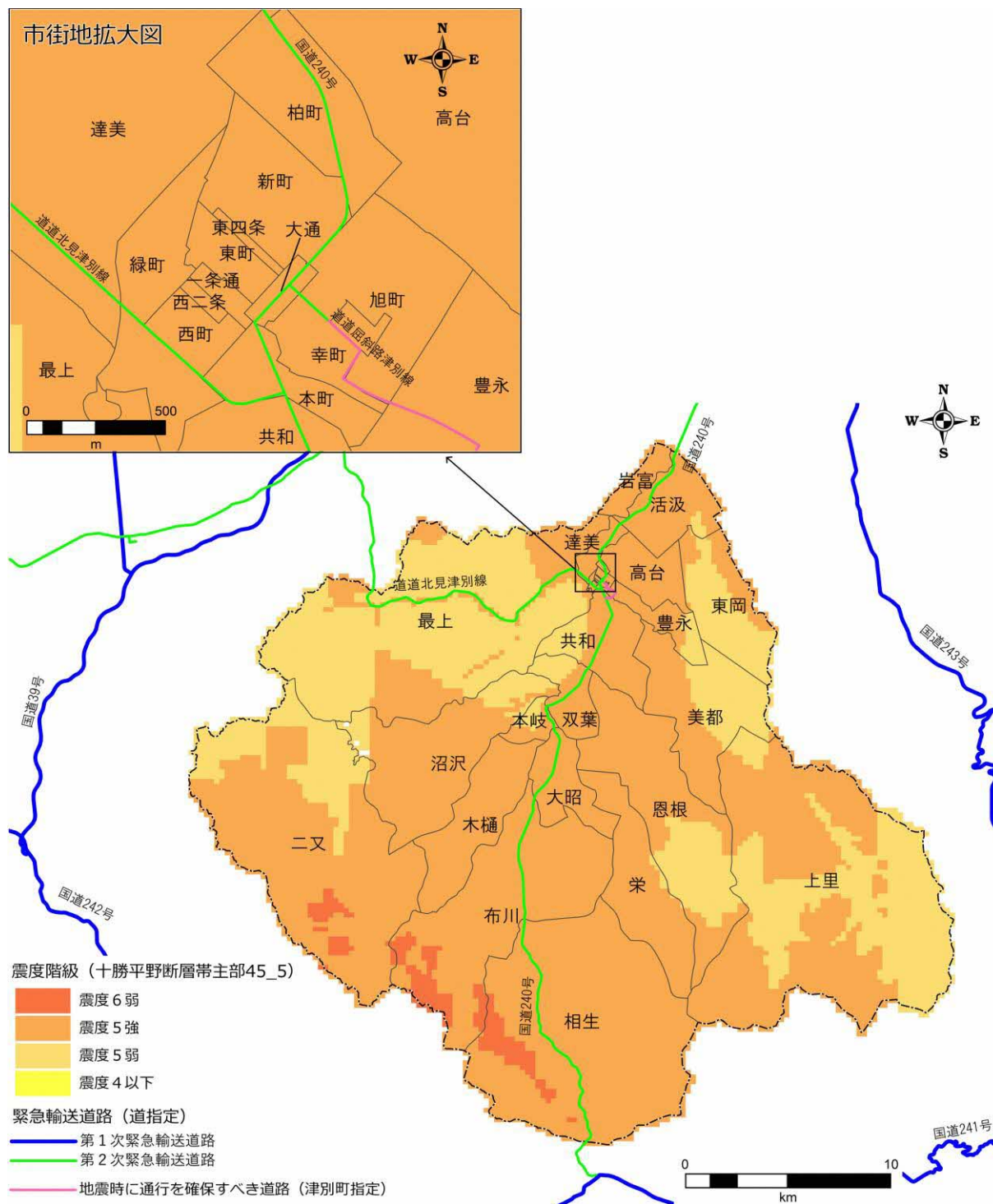
4. 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第 6 条の「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」に基づき策定します。

本計画の策定にあたっては、上位計画、関連計画、その他分野別計画との整合性を図ります。

②十勝平野断層帯主部（45_5）における震度分布

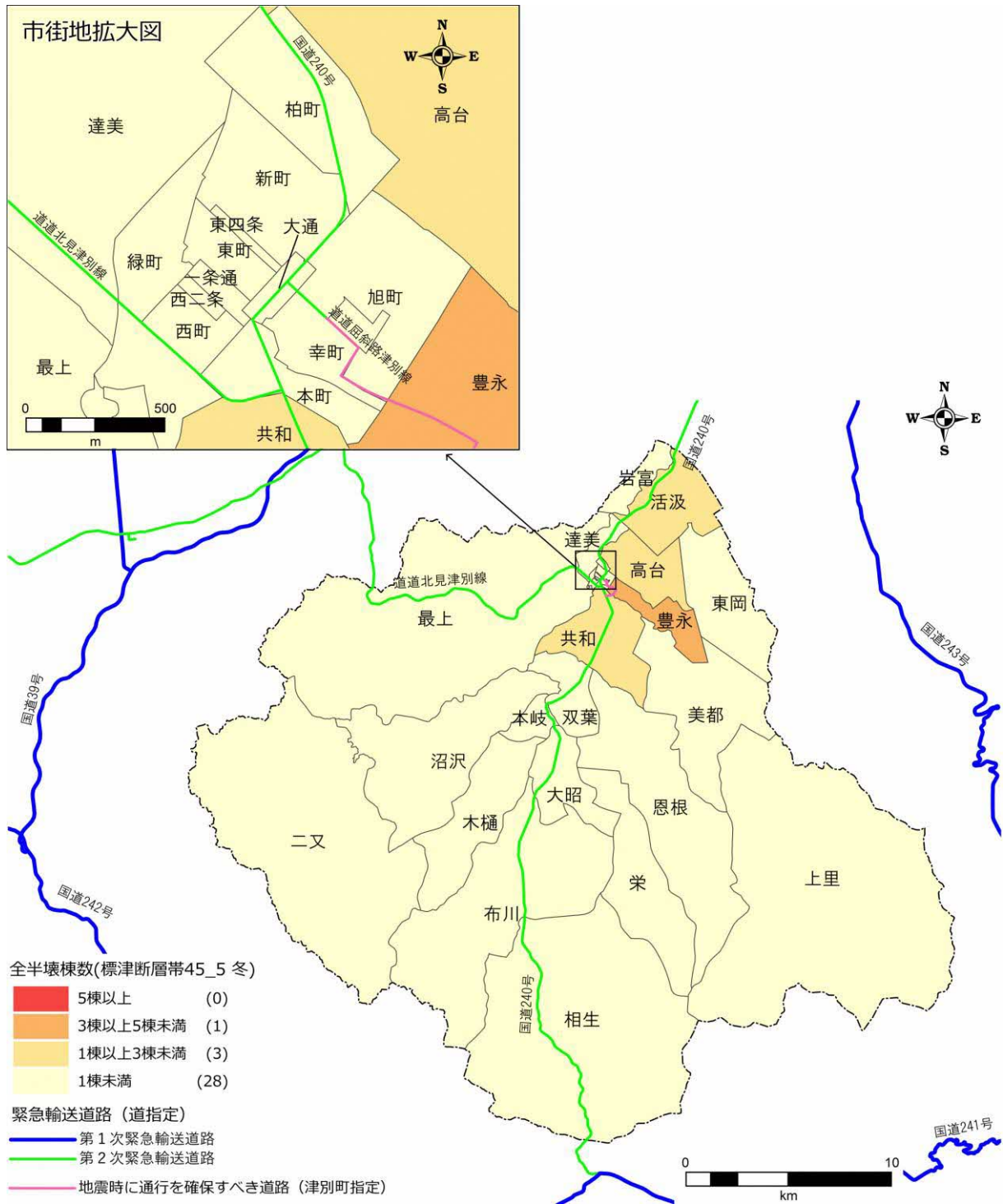
十勝平野断層帯主部（45_5）における震度分布（250mメッシュ）をみると、町内ほぼ全域で震度5弱から5強となっており、一部、二又、布川、相生付近では震度6弱の地域もみられる状況となっています。



(2) 建物被害評価

想定地震において震度が最大となる標津断層帯（45_5）の冬の場合、町全体では人的被害総数は1人で死者0人、重傷者0人、軽傷者1人、また建物被害総数は15棟で全半壊率は0.4%です。

① 標津断層帯（45_5）における被害想定：全半壊棟数（冬の場合）



②十勝平野断層帯主部（45_5）における被害想定：全半壊棟数（冬の場合）

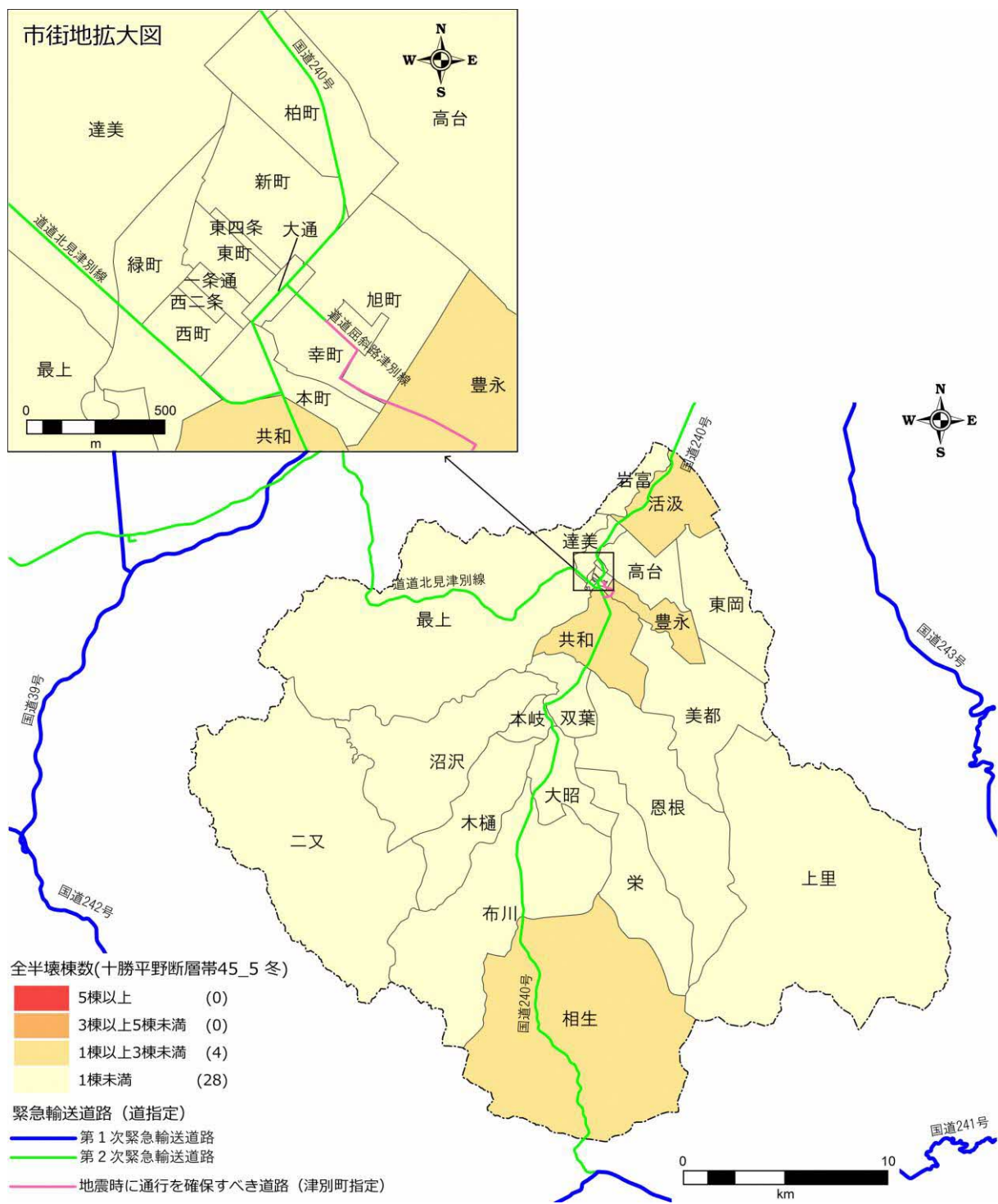


表 被害が最大となる地震に係る被害想定

想定地震	モデル	最大震度	最大震度階級	想定時期	全半壊棟数(棟)	全半壊率(%)	死者数	負傷者数		
								重傷者数	軽傷者数	
標津断層帯	45_5	5.6	6弱	冬	15	0.4%	0	1	0	1
				冬以外	7	0.2%	0	1	0	0
十勝平野断層帯主部	45_5	5.6	6弱	冬	13	0.4%	0	1	0	1
				冬以外	7	0.2%	0	0	0	0

2. 耐震化対策の現状の把握

(1) 住宅の耐震化の現状

住宅の耐震化の現状は、「北海道耐震改修促進計画」（以下「道計画」という）の考え方を基に推計します。道計画では、昭和 57 年以降に建設された住宅は耐震性を有しているものとし、さらに昭和 56 年以前の建設であっても、耐震診断の結果から一定程度は耐震性を有するものとして耐震化率を推計しています。

津別町では、住宅 2,150 棟のうち、昭和 57 年以降建設が 1,029 棟（47.9%）、昭和 56 年以前建設が 1,121 棟（52.1%）となっています。

昭和 56 年以前建設の 1,121 棟についても一部は耐震性を有しており、戸建住宅 519 棟、共同住宅 26 棟、合計 545 棟が耐震性を有するものと推計されます。

その結果、耐震性を有する住宅は 1,574 棟（1,029 棟 + 545 棟）で 73.2%、耐震性が不十分なものは 576 棟で 26.8%と推計されます。

平成 29 年度に策定された前回の「津別町住宅・建築物耐震改修促進計画 改定版」では、道計画との整合を図り、令和 2 年度までに住宅の耐震化率を 95%とすることを目標としていました。

しかし、令和 7 年度現時点の耐震化率は 73.2%となっているため、さらなる耐震化の促進が必要となります。

表 町内住宅の耐震化現状推計

(単位：棟)

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物		昭和 57 年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A	
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C				耐震性が不十分な建築物 D
住宅全体	2,150	1,121	545	576	1,029	1,574	73.2%

資料：津別町家屋台帳、津別町調べ

【参考：前回計画（H30.3月）策定時耐震化の現状推計】

建て方	総数 a(=b+e)	昭和 57 年以降 b	昭和 56 年以前 c	耐震性		耐震性有住宅棟数 f(=b+d)	耐震化率 g(=f/a)
				耐震性有棟数※ d	耐震性が不十分 e(=c-d)		
木造	2,122	890	1,232	443	789	1,333	62.8%
非木造	73	32	41	36	5	68	93.2%
合計	2,195	922	1,273	479	794	1,401	63.8%

資料：平成 29 年固定資産台帳より算出

※木造住宅は昭和 56 年以前建設住宅の 36%を耐震性有とし、非木造住宅は昭和 56 年以前建設住宅の 89%を耐震性有とした。

(2) 多数利用建築物

耐震改修促進法第 14 条に規定する特定建築物は 7 棟あり、全て多数利用建築物です。危険物貯蔵等建築物、避難路沿道建築物は該当ありません。

多数利用建築物 7 棟のうち、昭和 56 年以前「旧耐震基準」建築物は 2 棟、昭和 57 年以降の「新耐震基準」建築物は 5 棟となっています。昭和 56 年以前の建築物のうち 1 棟は耐震改修済です。

また、このうち法第 15 条に規定する安全性の向上が特に必要な建築物は 4 棟、法附則第 3 条に規定する耐震診断義務付け対象建築物は 2 棟が該当します。

多数利用建築物の耐震化率は 85.7%、安全性の向上が特に必要な建築物の耐震化率は 75.0% となっています。耐震診断義務付け建築物については、既に耐震化率 100% を達成しています。

表 町内の特定建築物の棟数

建築物の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の建築物		昭和 57 年以降の建築物 E	耐震性を有する建築物 F=C+E	耐震化率 G=F/A
		B=C+D	耐震性を有する建築物 C			
多数利用建築物 (法第 14 条)	7	2	1	1	5	85.7%
公共施設	6	2	1	1	4	83.3%
民間施設	1	0	0	0	1	100.0%
安全性の向上が特に必要な建築物 (法第 15 条)	4	2	1	1	2	75.0%
公共施設	4	2	1	1	2	75.0%
民間施設	0	0	0	0	0	-
耐震診断義務付け対象建築物 (法附則第 3 条)	2	0	0	0	2	100.0%
公共施設	2	0	0	0	2	100.0%
民間施設	0	0	0	0	0	-

表 多数利用建築物の耐震化状況

(単位：棟)

所有	用途	多数利用建築物 総数 A	S56 以前の建築物		S57 以降の建築物 D	耐震性を有する建築物 E=C+D	耐震化率 F=E/A
			B	内耐震性有 C			
公共施設	学校	3	1	1	2	3	100.0%
	体育館	1	0	0	1	1	100.0%
	集会所、公会堂	1	1	0	0	0	0.0%
	ホテル、旅館	1	0	0	1	1	100.0%
	公共施設 計	6	2	1	4	5	83.3%
民間施設	事務所	1	0	0	1	1	100.0%
	民間施設 計	1	0	0	1	1	100.0%
合計		7	2	1	5	6	85.7%

※学校については、体育館を含めた 1 施設を 1 棟（津別小学校の旧校舎を除く）としている。

3. 耐震化の目標設定

国や北海道の目標をふまえ、昭和 56 年以前に建築された「住宅」及び「要緊急安全確認大規模建築物」について耐震診断を推進し、下表に示す耐震化の目標に向けて、耐震化の促進に取り組みます。

表 耐震性が不足する住宅・建築物に対する耐震化（耐震化率）の目標

	国 (R7.7)	北海道 (R3.4)	津別町
住宅	おおむね解消 (令和 17 年度)	おおむね解消 (令和 12 年度)	おおむね解消 (令和 17 年度)
要緊急安全確認 大規模建築物	おおむね解消 (令和 12 年度)	おおむね解消※ (令和 7 年度)	おおむね解消 (令和 12 年度)

※耐震診断義務付け対象建築物

3章 耐震化促進に向けた施策

1. 住宅・建築物の耐震化の促進に係わる基本的な取組み方針

(1) 耐震化促進に向けた各主体の役割

地震における被害を最小限にとどめるためには、町民、事業者、町及び北海道が相互の信頼関係に基づき、「自分の生命は自ら守る」といった自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」といった共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要です。

町民、事業者、行政が危機意識を共有し、北海道と連携しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進することとします。

① 所有者の役割

建築物所有者は、主体的に地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めることとします。

② 建築関連事業者の役割

建築関連事業者は、住宅・建築物の安全性を確保することは、人命に係わる重要な要素であることの認識をもち、住宅や建築物の所有者をはじめとする、地域との信頼関係を築くことに努め、地震に対する安全性を確保した良質な住宅・建築ストックの形成に努めることとします。

③ 津別町の役割

相談体制や適切な情報提供等町民が安心して耐震診断・改修ができる環境の整備や住宅建築物の安全性の向上に関する啓発及び知識の普及等に努めるものとします。また自ら所有する公共建築物の耐震化に計画的に取り組むこととします。

これらの取組みにあたっては、北海道との連携のもと、推進することとします。

(2) 実施する事業の方針

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。町は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等必要な施策を講じ、耐震診断や耐震改修の促進に取り組むこととします。

『だれもが安心して耐震診断や耐震改修ができる環境整備の推進』

建築物の所有者による建築物の耐震化の取組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための事業の実施など、耐震化の促進に必要な施策を講じることとします。

(3) 重点的に耐震化を推進すべき地域や建築物の考え方

①重点的に耐震化を図る地域

津別町は、「標津断層帯の地震」や「十勝平野断層帯主部による地震」による被害が特に大きいことが想定され、地域による地震影響の違いは少ないことから、町全域を、重点的に耐震化を図る地域とします。

②重点的に耐震化を図る建築物

住宅については、過去の地震による、新耐震基準導入以前に建設された木造住宅における被害状況や、新基準建築物の構造種別に応じた法改正、告示基準の制定等を踏まえ、全ての住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とします。このうち旧基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とします。

1号特定建築物については多数の者が利用する建築物ですが、令和7年度現在耐震化率は85.7%となっています。耐震性の確認が取れていない特定建築物である中央公民館について、早期に、建替え又は除却を行い、耐震化率100%の達成を図るものとします。

※ 2号、3号特定建築物は、津別町にはありません

2. 耐震化促進に向けた施策体系

住宅・建築物の耐震化促進を図るために、住宅の耐震診断・耐震改修等の促進に向けた施策、及び住宅・建築物の耐震化に向けた啓発及び知識の普及に関する施策、及び所管行政庁との連携を進めます。

表 耐震化促進に向けた施策体系

(1) 住宅の耐震診断及び耐震改修等の促進を図るための施策	<ul style="list-style-type: none">① 耐震診断の促進② 危険な空き家等の除却推進③ 住宅改修等のための支援④ 地震時に通行を確保すべき道路の指定
(2) 啓発及び知識の普及に関する施策	<ul style="list-style-type: none">① 地震揺れやすさマップの公表・更新② 相談体制・情報提供の充実③ 総合的な建築物の安全対策の推進④ セミナー・講習会等情報提供の充実⑤ リフォームに併せた耐震改修の誘導策⑥ 地域における取組の推進
(3) 所管行政庁との連携	<ul style="list-style-type: none">① 耐震改修促進法に基づく指導等② 建築基準法に基づく勧告または命令③ 「全道住宅建築物耐震改修促進会議」への参加

(1) 耐震診断の促進

津別町では、公共施設におけるポスター掲示やホームページ等により耐震診断の必要性和耐震診断に関する情報発信を行い、耐震診断の実施を図ります。

また、北海道では「既存住宅耐震改修事業補助金制度」を見直し、補助制度を設けている市町村に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修の補助を行うこととしています。津別町においても、今後、道の補助制度を活用した施策の拡充について検討します。

(2) 危険な空き家等の除却推進

本町では現在、空き家等の撤去を行う場合に、最大で50万円の助成を行っています。昭和56年以前に建てられた旧耐震基準の住宅については、大地震発生時に倒壊等の危険があることから、住宅の老朽化が進み、耐震改修等が困難である空き家等の撤去を推進し、撤去に関する補助事業の継続を検討します。

加えて、広報やホームページ等による幅広い周知を行い、耐震性が満たされていない住宅の解消を図ります。

(3) 住宅改修等のための支援

津別町においては現在、住宅の改修に係る助成制度を設けています。住宅の改修にあわせた耐震改修の実施をより一層推進し、助成制度についても現行の50万円（最大）からの増額を検討するとともに、広報やホームページ等による幅広い周知を行い、耐震改修の促進に努めます。

また、新築住宅や中古住宅の購入に伴う奨励金制度（移住・定住促進）も周知しながら、耐震性が満たされていない住宅の解消を図ります。

北海道では「既存住宅耐震改修事業補助金制度」を見直し、補助制度を設けている市町村に対し、耐震診断、補強設計、耐震改修の補助を行うこととしています。また、国においても「住宅の耐震化を総合的に支援するメニュー」を創設しており、住宅耐震化に向けた積極的な取り組みを行う地方公共団体に対し補助を行うこととしています。

津別町においても、今後、道や国の補助制度を活用した施策の拡充について検討します。

(4) 地震時に通行を確保すべき道路の指定

耐震改修促進法第5条第3項第3号において、都道府県は建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合、当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項を記載できることとされています。

道は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路（北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）を地震時に通行を確保すべき道路として指定しています。

(1) 地震揺れやすさマップの公表・更新

平成 22 年度に策定された「津別町住宅・建築物耐震改修促進計画」では、地震による揺れやすさがわかる「揺れやすさマップ」及び建物倒壊の災害予測地図の「危険度マップ」を公表しています。

「揺れやすさマップ」については、新たな想定地震に基づいた更新を行い、町民へ配布することにより、町民の地震による被害の可能性と住宅の耐震改修の必要性など耐震改修促進に向けた意識啓発を図ります。

また、避難所の一覧や災害に対する備えをわかりやすくまとめたリーフレット等を町ホームページ等で公表しており、引き続き町民の防災意識の啓発を図ります。

(2) 相談体制・情報提供の充実

津別町では、安心して住宅・建築物の耐震診断や耐震改修ができるよう、木造住宅の耐震診断や耐震改修に関する相談については、既設の住宅相談窓口において随時対応するとともに、周知を図ることとします。

また、北海道と連携し、耐震診断や改修の必要性についての情報提供を図ることとします。

(3) 総合的な建築物の安全対策の推進

これまでの地震による住宅・建築物に関する被害状況をみると、住宅・建築物の倒壊のほか、敷地の崩壊や窓ガラスなど非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生しています。

以上から、津別町では住宅・建築物の耐震化に合わせて、窓ガラス等の落下防止対策などの地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

a. 窓ガラス等の落下の防止対策

地震動による落下物からの危害を防止するため、建築物の窓ガラス・外装材・屋外広告物・大規模空間の天井など落下のおそれのあるものについて、所有者に対し安全対策の必要性や対処方法など啓発を図ります。

b. エレベーター内の閉じ込め防止対策

近年、地震発生時にエレベーターが緊急異常停止し、エレベーター内に人が閉じ込められるなどの被害が発生しています。

これらの被害を防止するため、地震の初期振動を感知し、最寄階に停止させ、ドアを開放する「地震時管制運転装置」の設置の促進を図るとともに、地震時のリスク等を周知するなど、安全性の確保について啓発を図ります。

また、町が所有する公共施設についても対策を検討します。

c. 家具の転倒防止対策

地震発生時に家具の転倒等による人的被害を防ぐために、家具の転倒防止策や住宅における家具の適正配置など室内の安全性の確保について啓発を図ります。

d. ブロック塀等の倒壊防止対策

地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を遵守させるなど、安全性の確保について指導します。

(4) セミナー・講習会等情報提供の充実

北海道では、所有者の耐震診断・耐震改修の重要性や必要性に関する知識の普及を図るため、地震防災セミナーやリフォームセミナー等の開催をしています。

また、建築士等の技術の習得や資質の向上を図るため、耐震改修支援センター等の協力を得て、耐震診断・耐震改修技術講習会を開催しています。

津別町では、上記のセミナー等の開催について周知を行い、住宅・建築物の耐震化に関する知識の普及を進め、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

(5) リフォームに併せた耐震改修の誘導策

津別町においては、既存住宅における住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要かつ効果的であるため、リフォーム等と併せて耐震改修が行われるよう、相談窓口等での対応とも連携し、普及・啓発を図ることとします。

(6) 地域における取組みの推進

北海道では、所有者の耐震診断・耐震改修の重要性や必要性に関する知識の普及を図るため、町内会等を単位とした出前講座を開催しています。

津別町では、「自らの地域は自ら守る」「自らの問題は地域の問題」といった共助の考え方を基本とし、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成・指導を推進し、地域防災組織と連携して、耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及に努めることとします。

3

所管行政庁との連携

(1) 耐震改修促進法に基づく指導等

所管行政庁（津別町の場合はオホーツク総合振興局）は、周辺への影響などを勘案して必要があると認めるときは、その所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を行うことができるとされています。

また、耐震診断が義務付けされた不特定多数の者等が利用する大規模建築物及び耐震改修促進法第15条第2項に規定する不特定多数の者等が利用する一定規模以上の建築物等について、所有者が必要な耐震診断や耐震改修を行われていない場合に、所管行政庁は国の基本方針に規定する技術上の指針となるべき事項を勘案して、指導・助言・指示等を行うことができるとされています。津別町においても北海道と連携し、必要に応じた対応を行います。

(2) 建築基準法に基づく勧告または命令

建築基準法では、耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、耐震診断が義務づけられた大規模建築物等の所有者が必要な対策をとらなかった場合、所管行政庁（津別町の場合はオホーツク総合振興局）は建築基準法第10条の規定に基づく勧告や命令を行うことができるとされています。津別町においても北海道と連携し、必要に応じた対応を行います。

(3) 「全道住宅建築物耐震改修促進会議」への参加

津別町は、北海道、市町村及び建築関係団体で構成する「全道住宅建築物耐震改修促進会議」へ参加し、住宅・建築物の耐震化に向けて連携しながら進めます。